

採点基準表(一次審査)

一次審査(要求)

調達要件	評価の視点 (要求について提案要求仕様書の要求事項の記載事項を満たすこと)	要件内容評価 評価点配分						評価点					コメント	
		配点	5	4	3	2	1	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5		
			要件を満たしており、根拠も具体的に示されている	要件を満たしており、一部の要件については根拠も具体的に示されている	要件を満たしているが、根拠も具体的に示されていない	一部の要件を満たしているが、根拠も具体的に示されていない	要件を満たしていない							
第4章 次期仮想化基盤の要件														
4.2.1.1	基本事項 -提供方式	クラウドサービス提供型とし、IaaS環境(物理的な機器を区別しない)を前提とすること。 ・利用したリソースに応じて課金する。従量課金方式で提供すること。 ・CPU、メモリ、ディスクはリソース単位で契約ができ、かつリソース単位ごとの単価で提供できること。リソースに対する課金は月単位であること。	40	40	30	20	10	0						
4.2.1.2	基本事項 -利用期間	・IaaSの利用期間に制約がないこと。 ・次期仮想化基盤事業者がIaaSを終了する際は、サービス終了の2年前までに通知すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.1.3	基本事項 -利用端末	・「3.1 現行システムの概要(4) 業務端末(5) 保守端末」に示した各端末からの利用が可能であること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.1.4	基本事項 -ゲストOS	以下のゲストOSを払い出せること。 ・Windows Server 2008 Standard Edition ・Windows Server 2008 R2 Standard Edition ・Windows Server 2012 Standard Edition ・Windows Server 2012 R2 Standard Edition ・Windows Server 2016 Standard Edition ・Windows Server 2019 Standard Edition	20	20	15	10	5	0						
4.2.1.5	基本事項 -リソース提供・追加・変更	・ゲスト環境に追加でCPU、メモリ、ストレージを提供できること。またその割当を変更できること。 ・ゲスト環境を削除できること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.2.1	機能要件 -機能要件	「表7 次期仮想化基盤の機能一覧」に示す全ての機能が提供できること。	40	40	30	20	10	0						
4.2.3.1	ソフトウェア要件 -ライセンス	・マイクロソフト製品のライセンス形態はSPLAを採用すること。 ・OS、仮想化ソフト、バックアップソフトのライセンス費用は、リソース利用料に含むこと。 ・ゲスト環境において、個別システムがWindows以外のOSを利用する場合、OSのライセンスは個別システム側で調達するため、本業務の範囲には含まない。 ・マイクロソフト及びオラクル社のライセンス形態に則したシステムとすること。 ・オラクル社製品のライセンスについて、現行仮想化基盤ゲスト環境の次期仮想化基盤への移行の際は本区購入済のライセンスを利用すること。ただし、個別システム移行時に別途必要となるオラクルのライセンスは、本業務の調達範囲に含める。 ・次期仮想化基盤稼働後、個別システムで新たにオラクルを利用する場合には、次期仮想化基盤事業者からライセンス提供が可能であること。 ・ライセンス費用が最小限となるようなシステム構成とすること。 ・ウイルス対策ソフト及びMS SQL Server(構成上必要とする場合)のライセンスは、次期仮想化基盤事業者が代理購入し、月額課金の利用料で提供すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.3.2	ソフトウェア要件 -ソフトウェアサポート	Windows Server OSライセンス提供にあり、マイクロソフト社の技術サポートサービス(24時間/365日保守サポート)を受けられること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.3.3	ソフトウェア要件 -仮想化ソフトウェア	ハイパーバイザー(仮想化ソフトウェア)は、VMware社製品とすること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.4.1	ハードウェア要件 -基本要件	・次期仮想化基盤は、本庁コンピュータールーム内に構築すること。物理的な機器等は受託者が提供及び管理すること。 ・サーバーの稼働率を高め、機器費用の削減効果を最大化できる構成とすること。 ・サーバー・ストレージ機器については、VMware社の仮想化ソフトウェア製品の動作検証済みのものとする。 ・システムの正常動作を前提とし、可能な限り消費電力を小さくする構成とすること。	40	40	30	20	10	0						
4.2.4.2	ハードウェア要件 -安定稼働	・システム規模の拡大、分散処理による負荷分散、リスク分散を考慮した機器構成とすること。 ・システムに障害が発生した時に、正常な動作を確保し、システムダウン時間を最小限とする機器構成とすること。 ・あらかじめ故障が起こることを想定し、被害を最小限にとどめよう工夫された機器構成(フェールセーフ)とすること。 ・システムログ等により容易に障害を切り分けられ、さらに迅速に対応できるような機器構成とすること。	80	80	60	40	20	0						
4.2.4.3	ハードウェア要件 -費用対効果	・増設や機能拡張を行う場合に、ハードウェア全体の変更を伴わない等、システム構成変更を最小のコストで実現可能であること。 ・導入済の各種資源が効率よく活用できること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.4.4	ハードウェア要件 -拡張容易性	各種機器の追加・置き換えを可能とする接続インターフェイスを持つこと。	20	20	15	10	5	0						
4.2.4.5	ハードウェア要件 -ストレージ	ストレージはオールフラッシュストレージとし、高速なデータ処理サービスを提供すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.5.1	ネットワーク要件 -ネットワーク構成	・仮想化基盤は本区が管理するファイアウォールを経由してメインスイッチに接続することとし、その回線速度は各セグメントを合計して1Gbps以上をサポートとすること。なお、ファイアウォール、メインスイッチの設定作業は本区が別途契約するネットワーク保守業者が行う。 ・仮想化基盤には複数の異なるネットワークが混在して接続されるため、これを論理的に分割した構成とすること。設定の詳細については、契約後に開示する。 ・原則として、仮想化基盤で稼働する仮想サーバーのネットワーク設定は現状のシステムのネットワーク設定と同様とすること。 ・ゲスト環境に仮想化基盤としてサーバー間ネットワークを提供すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.1	非機能要件 -規模・性能要件	・本庁を含む約72拠点、「3.1 現行システムの概要(4) 業務端末、(5) 保守端末」に記載した全端末から利用可能であること。 ・各種リソースは「【別紙1】次期仮想化基盤稼働システム一覧」、「【別紙2】リソース利用計画」をもとに必要な数を搭載すること。 ・業務に支障の出ない処理速度・応答速度を実現すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.2	非機能要件 -信頼性・可用性	・ハイアベイリティ/ディ、フォールトトランスのいづれも採用可能なリソースを確保すること。 ・保守等の計画停止を除き、24時間365日稼働ができること。 ・稼働率は99.8%以上、およびシステムの停止を伴う障害発生回数は年2回以内とすること。 ・繁忙期や障害時においても安定したサービスを提供できるシステム構成とすること。 ・障害発生時の復旧にかかる各種目標値は、RTOは最長1時間、RPOは最長24時間を実現すること。	20	20	15	10	5	0	事務局採点					
4.2.6.3	非機能要件 -信頼性(想定外の事態への対応)	システム、データのバックアップは通常、本庁コンピュータールームの次期仮想化基盤において保管するが、想定外の事態への対応のため、本庁コンピュータールームとは別の拠点にバックアップを保持すること。(例: 超災害に記録し遠隔地保管する。) 等、想定外の事態発生時の復旧にかかる各種目標値は、RPO1週間、RTO3週間とする。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.4	非機能要件 -拡張性・柔軟性	・利用頻度や求められる性能等、システムの特定に応じて適切なリソースを割当て、変更可能であること。また、そのために必要となる機器類は区に説明の上、次期仮想化基盤事業者が用意すること。機器追加・交換等の構成変更のための費用は構成変更時に一時的に発生する形ではなく、月々の利用料に含めたいとすること。課金単位を明確にし、あらかじめ区に説明すること。 ・次期仮想化基盤を構成するハードウェア、回線のリソース利用状況を監視し、最適なリソース運用状況を維持、管理できること。 ・リソース(CPU、メモリ、ストレージ)の増加や拡張および縮小が本区の要求するタイミングで行えること。また、提供可能なリソースに上限がないこと。 ・将来のシステム追加やセグメント追加を行った場合、区民サービスが正常に提供できるネットワーク帯域を維持すること。 ・新技術、新機能への柔軟な対応を可能にし、各システムとのシステム連携・情報連携を実現するため、連携先システムとの接続制限、ハードウェア/ソフトウェアを想定しないこと。 ・既存のハードウェアやソフトウェア構成を大幅に変更することなく、処理に対する要求の質的、量的変化に対応できること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.5	非機能要件 -安定性・システム中立性	・長期にわたり稼働させるため、今後の技術的進歩の影響が少なく、長期的に安定して次期仮想化基盤の機能を供給可能であり、かつ長期的なサポートが提供できること。 ・円滑な業務遂行のため、十分成熟した技術により安定した機能を提供し続けられること。 ・特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守や拡張を引継ぐことが可能であること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.6	非機能要件 -運用性	・監視にシステムの起動や強制終了、ジョブスケジュールの変更を行えるなど、柔軟なサービス提供に対応できること。 ・システムの終了においてシステム利用中の場合は、データの不整合が発生しない形式でのサービス停止が行えること。 ・業務データ(データベース)やバックアップ処理の更新対象データ等について、バックアップ機能の有無を有すること。 ・バックアップの際、通常の業務における各種処理、通常業務、夜間のサービス時間延長、休日開庁等において、性能劣化、運用時間の制限等の影響を与えないこと。 ・処理件数、データ量等を勘案し、適切なバックアップ方式を採用していること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.6.7	非機能要件 -保守性	・不具合発生時に早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。 ・ソフトウェア構築を明確にし、仕様変更時や障害対応時の妥当性検証を省力化するための工夫をすること。 ・セキュリティホールが発見された場合の設定の変更やセキュリティアップデートの適用等の対策、その実施に先立つ調査・検証を適宜行うことを想定した仕組み又は手順を提供すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.1	情報セキュリティ要件 -認証・アクセス管理	・次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者を認証できること。 ・次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者のアカウント(ユーザーID、パスワード)は定期的もしくは、強制的に変更できること。 ・次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者を統合的に管理できる仕組みを構築すること。 ・次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者以外がアクセスできないよう論理的、物理的に対策を講ずること。 ・本業務において提供されるシステムの利用権限や使用期間、最大ログイン数の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示が制御されること。また、利用可能なシステムの機能、実施できる操作等を制限する機能を有すること。 ・本業務において提供されるシステムのデータに対して、参照を許可し更新を許可しない場合は、入力不可やメッセージの通知等により、適切に入力を制御する機能を有していること。 ・次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者のアカウント管理(登録、更新、停止、削除等)を行うための機能を有すること。 ・認証時のパスワードは、長さまたは複雑さの要件を満たさないパスワードの設定を制限する機能、及び連続したログインの失敗があった際にアカウントを一時的に無効化する機能を有すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.2	情報セキュリティ要件 -アクセス履歴	次期仮想化基盤の情報資産を取り戻せる権限を持った利用者が、当該情報資産にアクセスした場所や端末、利用者等を特定できる履歴の取得や出力ができること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.3	情報セキュリティ要件 -ウイルス対策	・コンピュータウイルス等悪質なプログラムが侵入できないよう対策を講ずること。 ・仮想化基盤及び仮想化基盤上で稼働する全ての仮想サーバーを対象としたウイルス対策の仕組みを整備すること。 ・ウイルスが検知された場合には、システム共通基盤が管理する統合コンソールに通知すること。 ・ウイルス対策ソフトの定義ファイルは常に最新状態を保持すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.4	情報セキュリティ要件 -不正アクセス対策	外部からの不正アクセスを防止する措置を講ずること。情報漏えいやサービス停止を発生させないこと。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.5	情報セキュリティ要件 -物理的な盗難への対策	次期仮想化基盤の情報資産が盗難にあった場合でも、その中の情報が漏えいしない対策を講ずること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.6	情報セキュリティ要件 -ソフトウェアインストール	・ソフトウェアのインストール、バージョンアップ等の徹底した管理(一元管理、履歴管理等)を行うこと。 ・保護対象の情報を利用者が必要な時に確実利用できるシステムの安定稼働対策を講ずること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.7	情報セキュリティ要件 -パッチ適用	セキュリティに対する脆弱性等が認められた場合、本区と協議の上、必要なパッチを適用すること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.8	情報セキュリティ要件 -データ消去・廃棄	本区データを記録する媒体を廃棄する場合やサービス終了時、情報漏洩等を発生させないようデータの消去を行い、その方法や完了日時等を書面にて本区の承認を得ること。また、廃棄を行う場合は、事前及び事後に書面で報告し本区の承認を得ること。	20	20	15	10	5	0						
4.2.7.9	情報セキュリティ要件 -セキュリティ対策ソフトウェア	セキュリティ対策ソフトウェアとして、本区システムの動作実績のある、トレンドマイクロ社のDeepSecurityを利用すること。	20	20	15	10	5	0						

採点基準表(一次審査)

調達要件	評価の視点 (要求について提案要求仕様書の要求事項の記載事項を満たすこと)	要件内容評価 評価点配分						評価点					コメント	
		配点	5	4	3	2	1	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5		
			要件を満たしており、根拠も具体的に示されている	要件を満たしており、一部は根拠が具体的に示されていない	要件を満たしているが、根拠が具体的に示されていない	一部の要件を満たしているが、根拠が具体的に示されていない	要件を満たしていない							
第5章 委託業務の作業要件														
5.1.1	設計・開発作業 - プロジェクト計画	次期仮想化基盤構築プロジェクトのプロジェクト計画を決定すること。	40	40	30	20	10	0						
5.1.2	設計・開発作業 - 次期仮想化基盤の設計	・次期仮想化基盤の設計を行うこと。なお、想定される設計内容は以下のとおりである。 - システム機能要件 (システム概要、機能一覧等) - システム環境要件 (ハードウェア要件、ソフトウェア要件、非機能要件等) - システム運用要件 (監視、バックアップ/リストア、構成管理、障害対応等) - 「3.1 (3) 構築作業の範囲」に示すネットワークの設計	80	80	60	40	20	0						
5.1.3	設計・開発作業 - 物理環境の構築	・ラック等の筐体、各サーバー、ストレージ装置、バックアップ装置等の機器の設置、組み立てから、電源ケーブルやLANケーブルの配線までを含む物理環境の構築を行うこと。サーバーラック及びコンピュータールーム内の通信で使用する通信ケーブルは、次期仮想化基盤事業者が調達及び設置工事を行うこと。 ・サーバーラックの搬入、設置にあたり、事前に設置するサーバーラックの型番や設置作業内容を提示すること。	20	20	15	10	5	0						
5.1.4	設計・開発作業 - 次期仮想化基盤の構築	・次期仮想化基盤を構築すること。 ・「3.1 構築作業の範囲」に示すネットワークを構築すること。	20	20	15	10	5	0						
5.1.5	設計・開発作業 - テスト作業	・次期仮想化基盤構築での各物理環境、およびソフトウェア機能の動作確認テストを行うこと。 ・テスト計画を作成し、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テスト内容、合格判定基準等を明確にすること。具体的には、仮想マシンおよびゲストOSの稼働確認、通信確認、ストレージ装置やバックアップ装置の稼働確認、ライブマイグレーションやハイバネーション等の仮想化ソフトウェアの動作にかかるテスト等が該当する。	20	20	15	10	5	0						
5.1.6	設計・開発作業 - 仮想化基盤運用引継ぎ書の作成	システム運用設計を基にした運用引継ぎ書を作成すること。	20	20	15	10	5	0						
5.1.7	設計・開発作業 - 運用引継ぎ	本区、または本区が契約する統合運用事業者に対し、運用引継ぎ書によりシステム運用管理の引継ぎを実施すること。 引継ぎの際、計画を立てる区了承を得ること。また、引継ぎ結果を報告書にまとめ納入すること。 運用引継ぎ項目は以下のとおりである。 ・運用条件 ・通常運用作業 (リソース監視、稼働監視) ・障害対応	20	20	15	10	5	0						
5.1.8	設計・開発作業 - 事業者間調整	・業務にあたっては区が別途契約するシステム保守事業者 (ネットワーク、個別システム等) と調整すること。 ・各個別システムに対して共通的に行う連絡・調整については区に確認を行いながら主体的に実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.2.1	次期仮想化基盤への移行業務 - 移行作業	・現行仮想化基盤から次期仮想化基盤へ「別紙1」次期仮想化基盤搭載システム一覧「別紙2」リソース利用計画」に示す各システムを移行すること。その際、区民サービスおよび職員業務への影響をきたすことなく、システムの移行を確実に実施すること。 ・個別システム移行に必要な情報は、移行対象システム保守事業者へのヒアリングにより情報収集すること。 ・移行計画書、移行設計書、移行実施計画書を作成し移行作業に臨むこと。 ・コンテナーシステム移行実施計画書に記載すること。 ・システム移行が問題なく完了したことを確認し、移行実施報告書を作成の上、本区へ報告し担当者の承認を得ること。	40	40	30	20	10	0						
5.2.2	次期仮想化基盤への移行業務 - 移行スケジュール・移行日程	・令和2年11月末までに現行仮想化基盤上の全てのシステムを移行すること。 ・移行作業において、各個別システムが停止する場合には、平日午後 (18時以降) または土日祝日に移行作業を実施すること。移行にあたっては、区及び各個別システムベンダと、移行方式及び日程等について調整すること。	20	20	15	10	5	0						
5.2.3	次期仮想化基盤への移行業務 - 移行方式	個別システムの移行方式については、区が移行不要と判断したシステムを除き、原則すべてのシステムをV2V方式またはP2V方式により移行すること。ただし、例外的な対応が必要な場合には都度調整することとする。	20	20	15	10	5	0						
5.2.4	次期仮想化基盤への移行業務 - 役割分担	・以下の役割分担で移行を実施すること。 1 各システムベンダに必要な情報をヒアリング : 次期仮想化基盤事業者 2 詳細な移行スケジュールを作成 : 次期仮想化基盤事業者 3 個別システム移行 : 次期仮想化基盤事業者 4 個別システムの動作確認 : 各個別システムベンダ (次期仮想化基盤事業者は、立会い、または、後方支援)	20	20	15	10	5	0						
5.2.5	次期仮想化基盤への移行業務 - ゲストOSの払い出し	「別紙1」次期仮想化基盤搭載システム一覧「別紙2」リソース利用計画」に示す移行対象ではないシステム (新規ゲストOS環境抽出対象のシステム) は、スケジュールのとおり本区と協議の上、提示されたIPアドレスでゲストOSの払い出しを行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.2.6	次期仮想化基盤への移行業務 - 移行時のネットワーク	・各個別システムは、現行の内部情報系ネットワーク構成を踏襲した移行を行うこと。 ・個別システムの移行の際、現行のIPアドレス体系を変更しないこと。	20	20	15	10	5	0						
5.2.7	次期仮想化基盤への移行業務 - 事前検証	個別システムの移行の際、事前に検証可能な環境を仮想化基盤にて提供すること。	20	20	15	10	5	0						
5.2.8	次期仮想化基盤への移行業務 - 事業者間調整	・業務にあたっては区が別途契約するシステム保守事業者 (ネットワーク、個別システム等) と調整すること。 ・各個別システムに対して共通的に行う連絡・調整については区に確認を行いながら主体的に実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.3.1	マニュアル整備・研修 - マニュアル整備・研修の実施	システム利用者 (職員やシステム事業者) が、本システムの操作を習得するために必要なマニュアルを整備し、説明 (必要に応じて研修) を行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.4.1	運用作業要件 - 運用統括業務	・運用状況の全体の把握と各種調整を行うこと。 ・仮想化基盤事業者は問合せ窓口を設置し、本区または統合運用事業者からの問合せ対応、管理を行うとともに、統合運用事業者がインシデント管理、問題管理、オペレーション管理の結果を受けて、運用業務の全体を把握し、主管理をはじめ情報管理部門 (情報政策課)、個別システム事業者など関係者への報告や調整を実施すること。 ・年・月・期別運用計画立案を行うこと。 ・運用業務の品質維持・改善を行うこと。 ・別途保守運用拠点を整備する場合、区とあらかじめ協議すること。また、当該拠点において必要となる管理業務を行うこと。 ・運用保守に必要なアカウントの管理や、仮想化ソフトウェアのパスワードの変更を行うこと。 ・仮想化基盤としてIPアドレスを管理し、払い出し済みIPアドレスの稼働を定期的に変更すること。 ・利用する媒体のセキュリティ管理・保管を実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.2	運用作業要件 - サービスレベル管理	・「別紙3」サービスレベル要件書に記載されたサービスレベルを満たすこと。 ・SLAの対象となる事項について、問合せ、依頼、インシデント状況等の情報を収集すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.3	運用作業要件 - キャパシティ管理	・リソース利用状況を定期的に稼働統計の取得・分析を行い、発注者へ報告するとともに、リソースの割当量を調整することで仮想化基盤の適正な状態を維持すること。また、仮想化基盤の適正な状態を維持すること。また、仮想化基盤の適正な状態を維持すること。 ・キャパシティ管理にかかる指標の測定と測定結果の分析、評価を実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.4	運用作業要件 - 可用性管理	・障害対応時の優先順位付けを行い、サービスレベルを満たすために必要となる監視・維持・改善等の一連の活動を行うこと。 ・機器の構成や性能について必要に応じて打合せを実施し、機器等の適正な状態を確保すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.5	運用作業要件 - ITサービス継続性管理	災害の発生を想定し、災害対策訓練を計画の上、定期的な運用訓練を実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.6	運用作業要件 - セキュリティ管理	セキュリティポリシーに基づき運用計画を策定、実施すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.7	運用作業要件 - サービス提供状況の分析・報告	サービスの提供状況の分析・報告を行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.4.8	運用作業要件 - 構成管理	・システムに対する変更を一元的に管理し、変更内容を評価すること。システムに対する変更を行う場合には、予め区に説明すること。 ・システムの構成情報を最新の状態で管理すること。 ・構成管理台帳の維持・管理を行うこと。定期的な確認を実施すること。 ・各種ライセンスを管理すること。 ・ソフトウェアのインストール、バージョンアップ等の徹底した管理 (一元管理、履歴管理等) を行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.4.9	運用作業要件 - 問合せ対応	問合せを受け、回答すること。また、現場での対応を行うこと。必要に応じて、二次対応先へのエスカレーションを行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.4.10	運用作業要件 - インシデント管理	・インシデントの記録・エスカレーション・完了確認を行うこと。 ・インシデントの分析・改善策を策定すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.11	運用作業要件 - 問題管理	・問題の記録、暫定対応・恒久対応の指示・対応状況の管理を行うこと。 ・再発防止策の策定指示・対応状況を管理すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.12	運用作業要件 - システム運用オペレーション	・仮想マシンの起動、停止およびリブートを行う等、各種サーバーオペレーションサービスを行うこと。なお、再起動を実施するタイミングは別途発注者と協議の上、決定し、設計書等に内容を反映させること。 ・業務ジョブの運用の受入を行うこと。(手順作成、実施確認、オペレーター教育含む) ・基礎や業務システムの維持・運用に必要なオペレーション作業の実施 ・受入れ済みのサーバーオペレーションサービス、業務ジョブの運用の手順変更を行うこと。	20	20	15	10	5	0						
5.4.13	運用作業要件 - 課金情報の提示	サービス利用状況 (構成情報等) を収集し、課金情報にかかる資料を作成し提示すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.14	運用作業要件 - 仮想サーバー作成	・仮想サーバーを作成し、CPU、メモリ等のリソース設定を行うこと。設定したリソースは、定期的に稼働統計の取得・分析を行い、発注者へ報告するとともに、リソースの割当を調整することで仮想化基盤の適正な状態を維持すること。また、仮想化基盤の運用・保守担当者へのユーザ管理を行うこと。 ・リソース (CPU、メモリ、ストレージ) の増加や拡張、縮小およびゲストOSの払い出しは、本区の要求するタイミングで行うこと。 ・仮想マシンのNIC設定の追加・削除・変更、Windowsファイアウォールの設定変更を行うこと。 ・作業において個別システムの稼働に影響をきたすことがないこと。 ・仮想サーバーのゲストOS環境の払い出しに当たっては、インフラ設計打合せ、監視設定打合せ及び各種申請書、ヒアリングシートの代理の実施を行うこと。 ・個別システムへの払い出しリソースの確定後、原則1週間以内に関係するリソースを払い出すこと。 ・個別システムの利用にあたり区内ネットワーク設定変更が必要となる場合には、ネットワーク保守運用事業者と調整を行うこと。 ・仮想化基盤を利用するにあたり必要となる運用作業について、マニュアルを作成し個別システム主管課・個別システム保守運用事業者等に説明すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.15	運用作業要件 - 個別システムの移行支援	個別システムが仮想化基盤への移行を行うための移行支援を行うこと。また、事前に検証可能な環境を仮想化基盤にて提供すること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.16	運用作業要件 - バックアップ/リストア運用	・仮想化基盤内のストレージヘルパーバックアップを行うこと。バックアップ等の処理については、区内システムの夜間バッチ処理の運用との調整を行うか、発注者の業務に影響がない方法とする。 ・移行先のストレージ容量は十分なものを確保すること。 ・仮想化基盤上のすべての仮想サーバー及びその仮想サーバーが使用しているデータを自動でバックアップすること。 ・定期バックアップの世代管理は原則7世代とし、バックアップデータの保存期間は1週間以上とする。なお、管理する世代数については、契約締結後、システムの特長により具体的に調整するものとする。 ・本区からの依頼により、システム構成変更作業前後のシステム領域データ領域のバックアップやファイル単位のバックアップを取得すること。(ゲスト環境を含む) ・取得したバックアップデータを用い、本区からの依頼によりリストアすること。	20	20	15	10	5	0						
5.4.17	運用作業要件 - システム更改時の引継ぎ	・受注者は、発注者が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。 ・受注者は、本契約の終了後に他の運用事業者が本情報システムの運用を受注した場合には、次期運用事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。	20	20	15	10	5	0						

採点基準表(一次審査)

調達要件	評価の視点 (要求について提案要求仕様書の要求事項の記載事項を満たすこと)	要件内容評価 評価点配分						評価点					コメント	
		配点	5	4	3	2	1	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5		
			要件を満たしており、根拠も具体的に示されている	要件を満たしており、一部の要件については根拠が具体的に示されていない	要件を満たしているが、根拠が具体的に示されていない	一部の要件を満たしているが、根拠が具体的に示されていない	要件を満たしていない							
5.4.18	運用作業要件 - 事業者間調整	20	20	15	10	5	0							
5.5.1	保守作業要件 - 障害対応	80	80	60	40	20	0							
5.5.2	保守作業要件 - 機能改修・設定変更	20	20	15	10	5	0							
5.5.3	保守作業要件 - バージョンアップ	20	20	15	10	5	0							
5.5.4	保守作業要件 - 問合せ・調査依頼対応	20	20	15	10	5	0							
5.5.5	保守作業要件 - 作業報告	20	20	15	10	5	0							
5.5.6	保守作業要件 - 問題解決支援	20	20	15	10	5	0							
5.5.7	保守作業要件 - 保守体制	20	20	15	10	5	0							
5.5.8	保守作業要件 - 定期保守・予防保守	20	20	15	10	5	0							
5.5.9	保守作業要件 - ドキュメントの維持管理	20	20	15	10	5	0							
5.5.10	保守作業要件 - 定期報告	20	20	15	10	5	0							
5.5.11	保守作業要件 - ライフサイクル (機器保守期限満了時)	20	20	15	10	5	0							
5.5.12	保守作業要件 - 機器増設	20	20	15	10	5	0							
5.5.13	保守作業要件 - 保守作業の改善提案	20	20	15	10	5	0							
5.5.14	保守作業要件 - システム更改時の引継ぎ	20	20	15	10	5	0							
5.5.15	保守作業要件 - 保守端末・管理端末の設定	20	20	15	10	5	0							
5.5.16	保守作業要件 - 事業者間調整	20	20	15	10	5	0							
第6章 実施体制及び作業の実施方法に関する要件														
6.1.1	実施体制 - 実施体制	80	80	60	40	20	0							
6.1.2	実施体制 - 実績	40	40	30	20	10	0	事務局採点						
6.1.3	実施体制 - 責任担当者	20	20	15	10	5	0							
6.1.4	実施体制 - 履行状況確認	20	20	15	10	5	0							
6.3	プロジェクト管理 - プロジェクト計画書の提出、スケジュール管理、進捗管理、変更管理、品質管理、課題およびリスク管理、コミュニケーション管理、情報セキュリティ管理要件、構成および文書管理要件、事業者間調整	20	20	15	10	5	0							

項目	配点
1 次期仮想化基盤の要件	740
2 委託業務の作業要件	1180
3 実施体制及び作業の実施方法に関する要件	180
要件評価の合計	2100

評価	評価	評価	評価	評価
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

採点基準表(一次審査)

一次審査(提案)

調達要件	評価の視点 (提案について提案要求仕様の提案事項の記載事項を満たすこと)	提案内容評価										評価点								
		配点	評価点配分					評価基準					事業者 1	事業者 2	事業者 3	事業者 4	事業者 5			
			5 特に優れたものである	4 優れたものである	3 一般的又は標準的なものである	2 劣るものである	1 提案なし	5	4	3	2	1								
全般	本業務における提案者の基本的考え方、具体策等	80	80	60	40	20	0													
第4章 次期仮想化基盤の要件																				
4.3.1	可用性向上 -稼働率：99.8%	稼働率に関して要求事項を上回る場合をそれぞれに対して提案を行うこと。	120	右記の計算式による					(提案稼働率：%) - 99.8%) / (100.0% - 99.8%) × 配点 ※評価点は小数第二位を四捨五入します。					事務局採点						
	可用性向上 -RTO：1時間	RTOCに関して要求事項を上回る場合をそれぞれに対して提案を行うこと。	120	右記の計算式による					(60分 - (提案RTO：分)) / 60分 × 配点 ※評価点は小数第二位を四捨五入します。											
	可用性向上 -RPO：24時間	RPOCに関して要求事項を上回る場合をそれぞれに対して提案を行うこと。	120	右記の計算式による					(24時間 - (提案RPO：時間前)) / 24時間 × 配点 ※評価点は小数第二位を四捨五入します。											
第5章 委託業務の作業要件																				
5.6.1	委託業務に対する提案事項 - 移行作業	次期仮想化基盤への移行作業の品質向上につながる具体的な手法・取組を、以下のとおり提案すること。 -区及び各個別システムベンダの作業負担を軽減させる方策があれば提案すること。 -区投サービスおよび職員の業務に悪影響をきたさず、安全かつ確実なシステムの移行作業を提案すること。 -移行期間短縮など、効率的な移行作業となるような方策がある場合は提案すること。	120	120	90	60	30	0	移行作業の幅広い品質向上が期待できる。またその根拠が明確である。	移行作業の大きな品質向上が期待できる。またその根拠が明確である。	移行作業の品質向上が期待できる。またその根拠が明確である。	移行作業の品質向上が期待できるが、根拠が不明確である。	移行作業の品質向上にかかる提案がない。							
5.6.2	委託業務に対する提案事項 - 作業負担軽減	委託する各種作業（システム移行・システム運用・システム保守）において、区の作業負担を軽減させる方策があれば提案すること。	60	60	45	30	15	0	区の作業負担を著しく軽減させる方策であり、根拠が明確である。	区の作業負担を大きく軽減させる方策であり、根拠が明確である。	区の作業負担を軽減させる方策があり、根拠が明確である。	区の作業負担を軽減させる方策があるが、根拠が不明確である。	区の作業負担軽減にかかる提案がない。							
5.6.3	委託業務に対する提案事項 - リソース追加作業の効率化	リソース追加実施時、ヒアリングシートの事前の様式作成等の作業効率化が期待できる方策を具体的な根拠をもとに提案すること。	60	60	45	30	15	0	リソース追加実施時の新しい作業効率化が期待できる。またその根拠が明確である。	リソース追加実施時の大きな作業効率化が期待できる。またその根拠が明確である。	リソース追加実施時の作業効率化が期待できる。またその根拠が明確である。	リソース追加実施時の作業効率化が期待できるが、根拠が不明確である。	リソース追加実施時の作業効率化にかかる提案がない。							
5.6.4	委託業務に対する提案事項 - 割当リソースの最適化とランニング費用の削減	個別システムへ割当てられたリソースを十分に使用していないケースの対策について提案すること。また、利用実績に基づく課金が可能な場合、その範囲について具体的な根拠をもとに提案すること。	60	60	45	30	15	0	全てのリソースに関して利用実績に基づき課金が可能である。	一部のリソースに関して利用実績に基づき課金が可能である。	リソース利用の最適化にかかる提案があり、根拠が明確である。	リソース利用の最適化にかかる提案があるが、根拠が不明確である。	リソース利用の最適化にかかる提案がない。							
5.6.5	委託業務に対する提案事項 - 復旧時間の短縮	ゲスト環境における障害発生時（原因が仮想化基盤以外にある場合を含む。）の復旧時間短縮のための方法について具体的な根拠をもとに提案すること。 例：障害発生後の迅速な原因切り分けと連絡、原因調査への協力、過去の事例等から復旧に必要な情報の提供等。	80	80	60	40	20	0	障害復旧時間を著しく短縮させる方法であり、根拠が明確である。	障害復旧時間を大きく短縮させる方法であり、根拠が明確である。	障害復旧時間も短縮させる方法であり、根拠が明確である。	障害復旧時間も短縮させる方法があるが、根拠が不明確である。	障害復旧時間を短縮させる方法にかかる提案がない。							
5.6.6	委託業務に対する提案事項 - OS払い出しシステム移行タイミング	令和2年9月から予定しているOS払い出し・ゲスト環境移行を前倒しできる方策がある場合は具体的な時期を提案すること。	80	80	60	40	20	0	ゲストOSの払い出しタイミングが2ヶ月を超えて前倒しできる具体的な方策が示されている。	ゲストOSの払い出しタイミングが2ヶ月前倒しできる具体的な方策が示されている。	ゲストOSの払い出しタイミングが1ヶ月以上2ヶ月未満の日数で前倒しできる具体的な方策が示されている。	ゲストOSの払い出しタイミングが1ヶ月未満の日数で前倒しできる方策が示されている。	ゲストOSの払い出しタイミングが前倒しできる方策が示されていない。または提案が具体的にない。							

項目	配点
1 本業務における提案者の基本的考え方、具体策等	80
2 次期仮想化基盤の要件	360
3 次期仮想化基盤構築業務	460
採点目標の合計	900

評価	評価	評価	評価	評価
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

採点基準表(一次審査)

第一次審査(価格)

項番	評価の観点	配点	合計					
			事業者 1	事業者 2	事業者 3	事業者 4	事業者 5	
1	見積書を基に見積金額から次式により算出する。 【計算式】 価格点 = (各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(800点) × 0.5 なお、価格点は、800点を超えた場合は、800点を上限とし、0点を下回った場合は、0点を下限とする。	800	提案価格(単位:円)					平均
			(各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(800点) × 0.5					
			提案価格(単位:円)					#DIV/0!
			(各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(800点) × 0.5	事務局採点				#DIV/0!
2	見積書を基に見積金額から次式により算出する。 スポット作業(標準的なリソース追加(CPU1仮想コア、メモリ2GB、ストレージ60GB)にかかる費用) 【計算式】 価格点 = (各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(200点) × 0.5 なお、価格点は、200点を超えた場合は、200点を上限とし、0点を下回った場合は、0点を下限とする。	200	提案価格(単位:円)					平均
			(各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(200点) × 0.5					
			提案価格(単位:円)					#DIV/0!
			(各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 配点(200点) × 0.5	事務局採点				#DIV/0!
価格点合計		1000	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

※価格点は小数第二位を四捨五入します。

採点基準表(一次審査)

一次審査合計点

	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5
要求事項					
提案事項					
価格評価					
小計					
区内事業者加点					
ワークライフバランス推進加点					
一次審査合計					

要求事項、提案事項、価格評価合計の5%

要求事項、提案事項、価格評価合計の5%